

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 8月3日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	高感度オフガスモニタにおいて、警報の発生が認められたため、気体廃棄物処理系の希ガスを分析した結果、燃料からの漏えいの徴候を示すキセノン133の値に有意な上昇を確認したため、監視強化	A s	8月2日公表済 (PDF155KB)

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	工具センターの計測器等の校正において、ダイヤルゲージに機能不良が認められたため、対応検討	C	
2	1号機	今回定期事業者検査「安全弁検査」において、原子力安全基盤機構（JNES）より検査書類の誤記等の指摘を受けたため、水平展開として調査した結果、「原子炉補機冷却系ポンプ検査（T1）」等（4件）において、検査要領書記載の計測器と準備及び使用計測器に相違が認められたため、対応検討	C	
3	1号機	主復水器冷却管点検時、冷却管に浸食（計42本）が認められたため、当該冷却管に閉止栓を実施	D	
4	1号機	計算機室空調（A、B）において、異音が認められたため、当該空調を点検・修理	D	
5	1号機	非常用復水器（B）サンプル水3次弁において、開閉不良（空回り）および弁より水のにじみが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	2号機	工具センターの計測器等の校正において、ダイヤルゲージに校正外れが認められたため、対応検討	C	
7	3号機	廃スラッジ貯蔵タンク（A）液位変換器点検時、計器の精度外が認められたため、当該計器を修理	D	
8	3号機	廃棄物地下貯蔵設備の機械室給気ファンにおいて、フィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを交換	D	
9	5号機	工具センターの計測器等の校正において、振動計に校正外れが認められたため、対応検討	C	
10	5号機	工具センターの計測器等の校正において、マイクロメータに校正外れが認められたため、対応検討	C	
11	5号機	工具センターの計測器等の校正において、ノギスに校正外れが認められたため、対応検討	C	
12	6号機	廃棄物処理系中央制御室空調機において、排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
13	6号機	主復水器細管洗浄装置（C2）回収器上蓋取っ手取付部において、ボルトの破損が認められたため、当該ボルトを交換	D	
14	6号機	原子炉建屋2階原子炉冷却材浄化系バルブ室ファンネルのスライドワイパーに外れが認められたため、当該ワイパーを点検・修理	D	
15	集中環境施設	洗濯廃液系長靴乾燥機ヒータユニット用圧力調節弁において、動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで